

土木工事共通仕様書 関係基準

週休2日制ガイドライン

2025年7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第 1 章 週休 2 日制	
第 1 節 一 般	1
第 2 節 対象工事	1
第 3 節 用語の定義	1
第 4 節 週休 2 日の実施に関する手続等	3
第 2 章 週休 2 日現場閉所方式	
第 1 節 一 般	3
第 2 節 対象工事	3
第 3 節 対象期間	3
第 4 節 週休 2 日の実施に関する手続等	4
第 5 節 取得計画及び取得報告書	4
第 6 節 工事工程の共有	5
第 7 節 週休 2 日の達成判断	5
第 8 節 工事成績評定	6
第 9 節 変更契約	6
第 3 章 週休 2 日交替方式	
第 1 節 一 般	6
第 2 節 対象工事	6
第 3 節 対象期間	6
第 4 節 週休 2 日の実施に関する手続等	7
第 5 節 取得計画書及び取得報告書	7
第 6 節 工事工程の共有	8
第 7 節 週休 2 日の達成判断	8
第 8 節 工事成績評定	9
第 9 節 変更契約	9

第1章 週休2日制

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日（**週休2日現場閉所方式**又は週休2日交替方式）へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

本章の対象工事は、当社が2025年7月以降に公告等を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

なお、上記(1)～(5)の工事であっても、**週休2日現場閉所方式**又は週休2日交替方式による「通期の週休2日」の休日を確保するものとする。

第3節 用語の定義

- (1) 発注者指定方式

発注者が、**週休2日現場閉所方式**又は週休2日交替方式に取り組むことを指定する方式をいう。

- (2) 週休2日現場閉所方式

週休2日現場閉所方式は、現場閉所により週休2日を確保する状態をいう。

- ① 完全週休2日（土日）制

完全週休2日（土日）制とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、1週間とは、月曜日から日曜日までをいう。

- ② 月単位の週休2日制

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう

③ 通期の週休2日制

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 週休2日交替方式

週休2日交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者及び技能労働者が交替しながら技術者等の休日日数で週休2日を確保する状態をいう。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

① 完全週休2日交替制

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

② 月単位の週休2日交替制

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

③ 通期の週休2日交替制

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(4) 工事開始日

「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期をいう。

(5) 工事着手

「工事着手」とは、工期開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(6) 工事完成日

「工事完成日」とは、工期の終期日又は設計図書において規定する終期をいう。

(7) 現場閉所

現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（休日）をいう。

(8) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

- (1) 上記**第3節**(1)による発注者指定方式による工事契約が締結されたのちに、受注者が、契約後から工事着手までの期間中に**週休2日現場閉所方式**又は週休2日交替方式に取り組むことを選択し、方式選択後に、監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約後、工事着手前までに上記(1)選択後、「原則、完全週休2日(土日)又は週休2日(月単位)」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (3) 完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日を選択した場合は、通期の週休2日は必須とするものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第2章 週休2日現場閉所方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日(完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日)へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

本章の対象工事は、第1章第2節に準じる。

第3節 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組（取得計画）を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 受注者は、契約後、工事着手前までに「週休2日現場閉所方式」又は「週休2日交替方式」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約後、工事着手前までに（1）選択後、原則、「完全週休2日（土日）」又は「週休2日（月単位）」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (3) 通期の週休2日は必須とするものとする。
- (4) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画及び取得報告書

- (1) 取得計画作成上の注意
取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
 - 1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
 - 2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。
- (2) 取得計画の構成及び記載内容
受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。
 - 1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
 - (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
 - (B) 工期のうち、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間（(A)の内数）
 - (C) 工期のうち、週休2日対象の期間（(C)=(A)-(B)）
 - (D) 工期のうち、現場閉所を行う予定日（(C)の内数）
（現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可）

2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

(3) 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記(2)の「工期及び取得計画」と現場閉所日数(取得実績)について記載するものとする。

(4) 工事契約後、完全週休2日の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議したうえで土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することができる。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とし、代替休日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。」

(5) 災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、監督員と協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

(6) 現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

第6節 工事工程の共有

受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 週休2日の達成判断

(1) 完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなすものとする。

- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。なお、現場閉所日は、土・日・祝にこだわることではなく、また、1週間当たり2日の休日を確保するという事ではない。
- (4) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第8節 工事成績評定

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、通期の週休2日の現場閉所率を満たさなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点数を減ずる措置を行うものとする。

第9節 変更契約

完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの又は現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のものは、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更或いは通期の週休2日においては補正係数を乗じない変更をするものとする。

第3章 週休2日交替方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の選択によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日（完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制）へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

本章の対象工事は、第1章第2節 に準じる。

第3節 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責に

よらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。また、余裕期間制度の対象工事については実工期を対象期間とする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が連続していない場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数とすることができるものとし、休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

- (1) 受注者は、工事着手前に「完全週休2日交替制」又は「週休2日交替制（月単位）」の取組を選択し、発注者と協議の上、取り組むものとし、「通期の週休2日交替制」の取組は必須とするものとする。
- (2) 受注者は、週休2日への取組（取得計画）を施工計画書に明記するものとし、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督員と協議するものとする。
また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画及び取得報告書

- (1) 取得計画作成上の注意
第2章第5節（1）に準じる。
- (2) 取得計画の構成及び記載内容
受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。
 - (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間
- (C)技術者及び技能労働者の従事期間（週休2日の対象期間）
- (D)対象期間における技術者及び技能労働者の作業取得予定日

(3) 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記(2)の「工期及び取得計画」と休日確保状況（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

第2章第6節に準じる。

第7節 週休2日の達成判断

(1) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

【休日率の基本算定式】

休日率（%）＝対象者の休日数（日） ÷ 対象者の対象期間（日） < 個々に算定 >

週単位の平均休日率（%）＝休日率（%）の平均値 < 週毎の平均休日率を算定 >

月単位の平均休日率（%）＝休日率（%）の平均値 < 月毎の平均休日率を算定 >

第8節 工事成績評定

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が通期の週休2日を満たさなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点数を減ずる措置を行うものとする。

第9節 変更契約

完全週休2日交替制の取組を希望しないもの又は休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のものは、対象期間中の休日率に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更或いは通期の週休2日においては補正係数を乗じない変更をするものとする。